

令和3年度(2期～)造林事業補助金(目安)

1 人工造林

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
スギ植栽 2,500本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	673,200	森林経営計画等 その他	457,700 242,300
スギ(コンテナ苗)植栽 2,000本/ha(再造林) (地拵無し・植付・苗木代を含む)	517,600	森林経営計画等 その他	351,900 186,300
ヒノキ植栽 2,500本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	675,900	森林経営計画等 その他	459,600 243,300
クヌギ植栽 2,500本/ha(再造林) (地拵・植付・苗木代を含む)	667,800	森林経営計画等 その他	454,100 240,400
スギ(コンテナ苗)植栽 2,000本/ha (一貫作業システム機械地拵(グラップル)・植付・苗木代を含む)	751,500	森林経営計画等 その他	511,000 270,500
スギ(コンテナ苗)植栽 2,500本/ha (一貫作業システム機械地拵(グラップル)・植付・苗木代を含む)	881,400	森林経営計画等 その他	599,300 317,300

※育成単層林の造成を目的として実施する地拵、植栽等が対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乘せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

※一貫作業システム:車輻系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵を行う場合に適用します。

2 樹下植栽

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
スギ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	330,700	森林経営計画等 その他	224,800 119,000
ヒノキ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	331,800	森林経営計画等 その他	225,600 119,400
クヌギ植栽 1,000本/ha (地拵・植付・苗木代を含む)	328,500	森林経営計画等 その他	223,300 118,200

※育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上(長期育成循環施業の対象森林にあつては上層木が10齢級以上)の林分で実施する地拵、樹下への苗木の植栽等が対象となります。また、天然更新を目的として実施する地拵、植栽、天然稚幼樹の発生(育成)を促す地表起こし等も対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※広葉樹を植栽した場合は、上乘せ補助があります。(ただし、要望が多かった場合は予算の範囲内となります)

3 下刈り

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
雑草木の除去	159,500	森林経営計画等 その他	108,400 57,400

※植栽等により更新された2齢級以下(複層林にあつては下層木が5齢級以下)の林分で実施する下刈りが対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

4 枝打ち

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m~2m)	105,300	森林経営計画等 その他	71,600 37,900
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲1m~3m)	169,900	森林経営計画等 その他	115,500 61,100
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲2m~4m)	195,900	森林経営計画等 その他	133,200 70,500
林木の枝葉の除去(枝打ち高範囲3m~5m)	218,100	森林経営計画等 その他	148,300 78,500

※6齢級以下の林分で実施する枝打ちが対象となります。ただし、間伐と一体的に実施することにより12齢級までが対象となります。

※枝打高の上限は8m、実施幅は1.0m又は2.0mとなっています。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合は補助金欄の上段の額が、計画によらない場合は下段の額が補助の目安となります。

5 除伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木竹の除去	138,800	森林経営計画等	94,300

※下刈りが終了した5齢級以下(天然林にあつては12齢級以下)の林分で実施する除伐が対象となります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

6 保育間伐

単位:円/ha

作業の内容	標準単価	補助区分	補助金
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(選木、伐倒)	111,700	森林経営計画等	75,900
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(選木、伐倒、玉切)	159,600	森林経営計画等	108,500
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(伐倒)	74,800	森林経営計画等	50,800
不用木(侵入竹林含む)の除去、不良木の淘汰(伐倒、玉切)	122,700	森林経営計画等	83,400

※7齢級以下が対象となります。なお、立木の平均胸高直径が18cm未満の場合は、8齢級以上の林分も対象となります

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

7-① 間伐(定性伐採)

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 出材量 10m ³ 未満/ha(伐捨間伐)	182,300	森林経営計画等	123,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10~20m ³ 未満/ha	197,800	森林経営計画等	134,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10~20m ³ 未満/ha	214,300	森林経営計画等	145,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20~30m ³ 未満/ha	266,200	森林経営計画等	181,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20~30m ³ 未満/ha	299,200	森林経営計画等	203,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30~40m ³ 未満/ha	334,700	森林経営計画等	227,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30~40m ³ 未満/ha	384,100	森林経営計画等	261,100
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40~50m ³ 未満/ha	378,900	森林経営計画等	257,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40~50m ³ 未満/ha	416,000	森林経営計画等	282,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50~60m ³ 未満/ha	437,600	森林経営計画等	297,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50~60m ³ 未満/ha	483,900	森林経営計画等	329,000
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60~70m ³ 未満/ha	496,200	森林経営計画等	337,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60~70m ³ 未満/ha	551,800	森林経営計画等	375,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70~80m ³ 未満/ha	554,800	森林経営計画等	377,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70~80m ³ 未満/ha	619,600	森林経営計画等	421,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80~90m ³ 未満/ha	613,400	森林経営計画等	417,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80~90m ³ 未満/ha	687,500	森林経営計画等	467,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 90~100m ³ 未満/ha	672,000	森林経営計画等	456,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 90~100m ³ 未満/ha	755,400	森林経営計画等	513,600

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。ただし、特定間伐等促進計画の対象森林で実施する場合は、集約化実施計画を樹立した森林に限ります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。なお、森林経営計画または経営管理実施権配分計画の場合は、更新伐と合わせて5ha以上とすることができます。ただし、平均搬出材積は、間伐及び更新伐それぞれで10m³/ha以上確保する必要があります。

※間伐の伐採率は、20%以上実施する必要があります。(標準25%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

7-② 間伐(列状伐採)プロセッサ造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	191,700	森林経営計画等	130,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	208,200	森林経営計画等	141,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	254,100	森林経営計画等	172,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	287,000	森林経営計画等	195,100
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	316,400	森林経営計画等	215,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	365,900	森林経営計画等	248,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	372,400	森林経営計画等	253,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	409,400	森林経営計画等	278,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	429,400	森林経営計画等	291,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	475,700	森林経営計画等	323,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	486,400	森林経営計画等	330,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	541,900	森林経営計画等	368,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	543,300	森林経営計画等	369,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	608,200	森林経営計画等	413,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	600,300	森林経営計画等	408,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	674,400	森林経営計画等	458,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	657,300	森林経営計画等	446,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	740,700	森林経営計画等	503,600

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で、かつ12齢級以下の林分において実施する間伐が対象となります。ただし、特定間伐等促進計画の対象森林で実施する場合は、集約化実施計画を樹立した森林に限ります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、間伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。なお、森林経営計画または経営管理実施権配分計画の場合は、更新伐と合わせて5ha以上とすることができます。ただし、平均搬出材積は、間伐及び更新伐それぞれで10m³/ha以上確保する必要があります。

※間伐の伐採率は、25%以上実施する必要があります。(標準30%)

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-①更新伐(複層林の抜き伐り)

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	233,300	森林経営計画等	158,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	249,800	森林経営計画等	169,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	301,800	森林経営計画等	205,200
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	334,700	森林経営計画等	227,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	370,200	森林経営計画等	251,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	419,700	森林経営計画等	285,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	420,600	森林経営計画等	286,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	457,700	森林経営計画等	311,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	479,200	森林経営計画等	325,800
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	525,500	森林経営計画等	357,300
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	537,900	森林経営計画等	365,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	593,400	森林経営計画等	403,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	593,700	森林経営計画等	403,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	658,500	森林経営計画等	447,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	652,300	森林経営計画等	443,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	726,400	森林経営計画等	493,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	710,900	森林経営計画等	483,400
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	794,300	森林経営計画等	540,100

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。ただし、特定間伐等促進計画の対象森林で実施する場合は、集約化実施計画を樹立した森林に限ります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。なお、森林経営計画または経営管理実施権配分計画の場合は、間伐と合わせて5ha以上とすることができます。ただし、平均搬出材積は、間伐及び更新伐それぞれで10m³/ha以上確保する必要があります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-②更新伐(列状伐採)プロセッサ造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	193,500	森林経営計画等	131,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	207,000	森林経営計画等	140,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	247,200	森林経営計画等	168,000
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	274,300	森林経営計画等	186,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	300,900	森林経営計画等	204,600
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	341,500	森林経営計画等	232,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	358,700	森林経営計画等	243,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	387,600	森林経営計画等	263,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	408,400	森林経営計画等	277,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	444,500	森林経営計画等	302,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	458,100	森林経営計画等	311,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	501,400	森林経営計画等	340,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	507,900	森林経営計画等	345,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	558,400	森林経営計画等	379,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	557,600	森林経営計画等	379,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	615,300	森林経営計画等	418,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	607,300	森林経営計画等	412,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	672,200	森林経営計画等	457,000

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。ただし、特定間伐等促進計画の対象森林で実施する場合は、集約化実施計画を樹立した森林に限ります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。なお、森林経営計画または経営管理実施配分計画の場合は、間伐と合わせて5ha以上とすることができます。ただし、平均搬出材積は、間伐及び更新伐それぞれで10m³/ha以上確保する必要があります。

※樹下植栽を伴う更新伐の伐採率は、原則、概ね40%以上実施する必要があります。(標準33%)

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

8-③ 更新伐(帯状・群状伐採)プロセス造材

単位:円/ha

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	199,900	森林経営計画等	135,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 10～20m ³ 未満/ha	207,100	森林経営計画等	140,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	249,600	森林経営計画等	169,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 20～30m ³ 未満/ha	264,100	森林経営計画等	179,500
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	299,300	森林経営計画等	203,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 30～40m ³ 未満/ha	321,000	森林経営計画等	218,200
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	349,100	森林経営計画等	237,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 40～50m ³ 未満/ha	377,900	森林経営計画等	256,900
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	398,800	森林経営計画等	271,100
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 50～60m ³ 未満/ha	434,900	森林経営計画等	295,700
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	448,500	森林経営計画等	304,900
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 60～70m ³ 未満/ha	491,800	森林経営計画等	334,400
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	498,200	森林経営計画等	338,700
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 70～80m ³ 未満/ha	548,700	森林経営計画等	373,100
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	547,900	森林経営計画等	372,500
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 80～90m ³ 未満/ha	605,600	森林経営計画等	411,800
不用木の除去、不良木の淘汰 車両系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	597,600	森林経営計画等	406,300
不用木の除去、不良木の淘汰 架線系 出材量 90～100m ³ 未満/ha	662,600	森林経営計画等	450,500

※人工林における育成複層林の造成及び育成又は広葉樹林化の促進等のための適正な更新を目的として18齢級以下(長期育成循環施業では10齢級以上)の林分において実施する更新伐が対象となります。

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの対象森林で実施する更新伐が対象となります。ただし、特定間伐等促進計画の対象森林で実施する場合は、集約化実施計画を樹立した森林に限ります。

※1申請ごとに森林経営計画、1集約化実施計画、経営管理実施権配分計画のいずれかの定める実施区域ごとに、更新伐で5ha以上かつ平均10m³/ha以上の出材が必要となります。なお、森林経営計画または経営管理実施権配分計画の場合は、間伐と合わせて5ha以上とすることができます。ただし、平均搬出材積は、間伐及び更新伐それぞれで10m³/ha以上確保する必要があります。

※長期育成循環施業における個別林分型においては実施する場合は、20%以上～40%以下とする。

※更新伐を実施して、2年を経過しても更新が図れない場合は、速やかに植栽を行う必要があります。

※1施行地あたり、0.1ha以上実施する必要があります。

9-① 森林作業道(新規開設)

単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設 全幅2.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,200	森経営計画等	2,000
作業道の作設 全幅2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,000	森経営計画等	1,800
作業道の作設 全幅3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	2,900	森経営計画等	2,700

9-② 森林作業道(改築)

単位:円/m

作業の種類	標準単価	補助区分	補助金
作業道の作設 全幅1.5→2.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,000	森経営計画等	900
作業道の作設 全幅1.5→2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,200	森経営計画等	1,100
作業道の作設 全幅1.5→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,800	森経営計画等	1,600
作業道の作設 全幅2.0→2.5m (山腹横断勾配25°～35°未満)	700	森経営計画等	600
作業道の作設 全幅2.0→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	1,300	森経営計画等	1,200
作業道の作設 全幅2.5→3.0m (山腹横断勾配25°～35°未満)	700	森経営計画等	600

※原則として1、7、8のいずれかに掲げる森林施業と一体的に実施する作業道が補助の対象となります。また、作業道の構造や作設方法については「佐賀県森林作業道作設指針」に基づき作設する必要があります。

※傾斜(山腹横断勾配)区分は、25°未満、25°～35°未満、35°以上の3区分を設定しています。(代表的な区分を掲載)

※森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施配分計画のいずれかの対象森林において実施した場合に限ります。

※なお、上記の補助金額は、上乗せ補助(25.5%上乗せ)を行った場合の金額です。

【上乗せ補助の条件:市町が8.5%以上の上乗せ補助を実施した場合に限り、県が17%上乗せ補助を実施】

【共通事項】

森林組合等へ施業を委託して実施する場合は、1～9の標準単価に別途間接費(最大31%)を加算することができ、補助金額も上昇することとなります。

【注意事項】

上表は、代表的な施業種のみ示したもので、この他にも補助対象となる事業があります。

なお、補助金額は令和3年度造林事業標準単価により試算したものです。(標準単価は年度途中で改正する場合があります。)

※御不明な点につきましては、森林の所在する農林事務所までお問い合わせください。